

赤磐市 教育振興基本計画 (教育大綱)

互いを尊重し、
笑顔が輝く人づくり



令和2年2月
赤磐市・赤磐市教育委員会

はじめに

赤磐市は、平成17年3月に旧赤磐郡の山陽町、赤坂町、熊山町、吉井町の4町が合併して誕生して以降、「赤磐市総合計画」に沿ってまちづくりに取り組んでまいりました。平成27年12月策定の「第2次赤磐市総合計画」では「つながり うるおい にぎわい あんしん」を基本理念とし「人“いきいき”まち“きらり”活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」をキャッチフレーズとして、まちづくりを推進しております。

赤磐市の教育につきましても、平成21年3月に「赤磐市教育行政振興基本計画」を策定して以降、平成27年10月策定の「赤磐市教育振興基本計画」を教育に関する「大綱」としても位置づけ教育行政を推進して参りました。

我が国の教育の基本を定める「教育基本法」では、その前文において「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」とされ、第1条の教育の目的では「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定められています。

そして、この目的を実現するため、国においても「教育振興基本計画」を策定し、教育の振興に関する総合的計画的な施策を推進しています。

赤磐市の教育振興基本計画は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、赤磐市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

この度、令和2年度から6年度までの新たな計画を策定し、これを新たな大綱と位置づけ、国際化・高度情報化・少子高齢化という教育を取り巻く社会環境の変化に対応しつつ、安心・安全の確保や学力のさらなる向上、地域の文化・芸術の振興等のさまざまな教育課題の解決に取り組むこととなりました。市民の皆様におかれましても本計画の達成に向けた市の取組に対しまして、より一層の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

目 次

I 計画概要	1
II 基本理念	2
III 基本方針	3
IV 基本目標	5
V 主要施策	7
1 生きる力をはぐくむ幼稚園教育、学校教育の充実	7
2 家庭・地域社会の教育力の充実	14
3 生涯学び続ける意欲を喚起する生涯教育	16
4 生涯にわたるスポーツライフの実現	20
5 文化財保護並びに地域文化・芸術の振興	23
VI 評価と進行管理	26

I 計画概要

1 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定を受けて、赤磐市の教育施策に関する基本理念や基本方針等を明らかにし、中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにするものです。

教育基本法（抜粋）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画期間

赤磐市における教育の方向性を示す基本的な指針であることから、計画期間を令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間としています。

ただし、社会情勢や法・制度の大きな変動等の事情により、この計画の修正等が必要な場合には、計画期間にかかわらず、この計画を見直すことがあります。

3 計画の構成

(1) 基本理念

赤磐市の教育を推進していくうえでの、基本的な考え方を定めたものです。

(2) 基本方針

基本理念のもと、達成すべき基本的な方針を定めたものです。

(3) 基本目標

基本方針の達成のため、具体的な施策の方向性を定めたものです。

(4) 主要施策

基本目標ごとに現状と課題を踏まえ、その実現に向けた具体的な施策を明確にしたものです。施策の達成状況を判断する基準として、目標指標を設けます。

Ⅱ 基本理念

『互いを尊重し、笑顔が輝く人づくり』

- 次代を担う子どもたちに、学校・家庭・地域が一体となって、変化の大きい現代社会を生き抜くために、十分な知識と資質と能力を身に付けさせます。
- 赤磐市の未来を切り開き、世界的視野を持ってよりよい社会づくりに貢献する人となるよう教育を推進します。
- 市民一人ひとりが、郷土に愛着と誇りを持ち、いきいきと学び、スポーツに親しみ、心身ともに豊かな人生を送ることができるよう努めます。
- 地域の特性を活かして、子どもたちが主体の学校づくりと市民が主体の生涯学習の推進を通して、赤磐市の将来像である「人“いきいき”まち“きらり”活力ある、住みよい、住みたい、赤磐市」の実現に向け取り組みます。

Ⅲ 基本方針

「人“いきいき”まち“きらり”活力のある、住みよい、住みたい、赤磐市」の実現を目指し、市民が健康で心豊かにいきいきと暮らしていくためには、豊かな自然環境やその中ではぐくまれてきた文化などの地域資源を活かし、市独自の個性ある魅力的な取組を、様々な教育活動や社会体験に取り入れ、ともに支えあい助けあう心の大切さをはぐくむ教育活動を推進していくとともに、生涯にわたり主体的に学び続けることができる環境を整備していくことが必要です。

赤磐市は、学力向上や問題行動など多様な教育課題への取組として教育改革を積極的に推進していくとともに、少子高齢化、核家族化、高度情報化の進展等から生まれる様々な課題にも適切に対応していきます。

特に赤磐市においては、人口の集中と過疎の両極化が進むなか、児童・生徒数が増加している地域では学校施設・設備の不足、減少している地域の学校では多様な学習形態、集団の確保など、様々な課題があります。これらの課題の解消に向け、柔軟できめ細やかな教育活動を行うとともに、通学路等の防犯対策をはじめ、安全・安心な教育環境の整備に取り組めます。

1 生きる力の育成 「豊かな学びと健康な体づくり」

- 学校、家庭、地域が連携を図りながら、幼児・児童・生徒に確かな学力と学習習慣、心豊かな道徳性、健康でたくましい体力などの「生きる力」を育てることを基本として、学校教育、社会教育、家庭教育の充実及び連携を図り、世界的視野を有し、よりよい社会づくりに貢献する社会人として生き抜く力の育成に努めます。
- 幼児・児童・生徒の健康な体づくり・望ましい生活習慣の形成や食育を通して一人ひとりの生活基盤が強固になるように努めます。
- 個に応じた指導を充実させることにより、学習活動の基盤となる自ら学び自ら考える力の育成に努めます。
- 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の学習活動・生徒指導において一貫した教育を推進するため、市内の中学校ブロックにおける学校園間の連携強化を図り、発達段階に応じて基礎基本の定着を図る教育の推進を積極的に行います。

2 人が輝き、地域社会が輝く「生涯学習社会あかいわ」の実現

- 幼児・青少年から高齢者まで、生涯にわたって学び続ける意欲を育てるとともに、ボランティアによる社会参加を支援し、市民の生活文化の向上と学習活動の推進に努めます。
- 学習需要の多様化、高度化に対応するため、公民館・図書館をはじめとする社会教育施設・スポーツ施設など、様々な学習施設において積極的な学習情報の提供を図り、学習機会の場の充実に努めます。
- 総合的な人権教育行政を推進するため、人権意識を高め、偏見や差別の解消に努めます。

3 ゆとりと生きがいの創造

- 市民の多様なスポーツニーズへの対応と健康増進を図るため、学校や地域・関係団体と連携した取組を推進し、その体制を充実・強化するとともに、スポーツ施設の適切な整備・活用を行い、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指します。
- 様々な文化を楽しみ、感動し、文化活動に参加できる環境づくりを推進するため、関係機関や関係団体等の活動支援や育成を図ります。
- 赤磐市の貴重な文化遺産や伝統文化活動などの保護・保存に努めるとともに、公開等を通して積極的な活用を図ります。

Ⅳ 基本目標

1 生きる力をはぐくむ幼稚園教育、学校教育の充実

- 確かな学力・豊かな心・健やかな体など、子どもたちが生きていく上で基本となる資質能力をはぐくむ教育活動を行います。
- 学校、家庭、地域、行政など関係者が連携した教育環境の向上と子どもの安全確保の取組を進めます。
- 保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校の連携を深め、幼児・児童・生徒の発達に応じたきめ細かい教育活動を行います。
- 道徳教育の充実により、子どもたちの生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの道徳性を高め、個人と社会が調和する、よりよい地域社会や国際社会を築こうという気持ちを育てます。

2 家庭・地域社会の教育力の充実

- 「地域の子どもは地域の人々で守り育てる」を基本に、学校、家庭、地域、関係機関とそれぞれ連携・協働し、地域リーダーやボランティアによる子育て支援活動を推進します。
- 市民一人ひとりが人権を尊重し、日常生活の中に活かせるよう幅広い人権教育・啓発に努めます。

3 生涯学び続ける意欲を喚起する生涯教育

- 市民一人ひとりが輝き、地域社会が輝く「生涯学習社会あかいわ」の実現を目指します。
- 市民が主体的に学習活動に取り組み、積極的に地域社会づくりに参画できるよう、生涯学習の拠点となる公民館、図書館などの社会教育関係施設の連携により、学習の機会と内容の充実を推進します。

4 生涯にわたるスポーツライフの実現

- いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しめる環境整備や機会の充実、利便性の向上に努めます。
- 健康で心豊かな人づくりを目指すとともに、スポーツ・レクリエーションを通じて市民が生きがいを感じ、感動を共有できるよう、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

5 文化財保護並びに地域文化・芸術の振興

- 赤磐市の文化的魅力を高め、市に愛着や誇りを感じられるよう、文化財の保護・保存及び活用を推進します。
- 市民の主体的な文化活動を支援することで、地域文化・芸術の振興を図ります。

V 主要施策

1 生きる力をはぐくむ幼稚園教育、学校教育の充実

(1) 現状と課題

【教育環境整備の推進】

今日的課題（情報教育、国際理解教育、キャリア教育）に対応した教育を推進するために教育環境を整備する必要があります。

また、幼児・児童・生徒が安全で安心して生活できるための非構造部材の耐震化や不審者対策などの体制づくりをする必要があります。

【学力向上に向けた取組の推進】

平成 26 年度全国学力・学習状況調査において、赤磐市の平均正答率が全国平均を下回っていましたが、令和元年度には、全国平均とほぼ同じになっています。現状を踏まえた上で更に課題改善を図る必要があります。そのため、具体的な目標を設定し学校、家庭、地域と連携して、児童・生徒の学力向上、よりよい生活習慣づくりに向けた取組が必要です。

【健やかな体の育成】

子どもの体力は、下降傾向にあります。運動する子・ほとんどしない子の二極化が影響していると考えられます。そのため、児童・生徒の体力向上を図ることが必要です。そのためには、地域や関係機関との連携のもと、健康・体力づくりや食育の推進等の取組を通して、学校教育活動全体で健やかな体の育成を図る必要があります。

【幼稚園教育の充実】

近年、核家族化や保護者の子育てに対する意識・価値観の多様化等、子どもを取り巻く環境が著しく変化しています。そのような中、幼稚園は就学前及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う場として、一人ひとりの発達や特性に応じた質の高い幼児教育を提供するとともに、保護者や地域社会と連携して家庭の教育力向上に寄与していくことができるよう、子育て支援機能を高めていく必要があります。

【豊かな心の育成】

赤磐市の不登校出現率については、ここ数年減少傾向にあります。平成 30 年度は、小学校は全国・岡山県の平均を下回りましたが、中学校は県・全国の平均を大きく上回りました。この課題を改善していくためには、子どもの自己肯定感や所属感の向上、基本的な生活習慣の改善は不可欠です。そのため保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校が連携を図り、望ましい生活習慣を身に付けさせる取組を推進させる必要があります。合わせて相談やサポート体制を整えることで、子どもの自己肯定感や所属感の向上を図る必要があります。

(2) 目標指標（令和6年度の目標）

指 標	平成 30 年度（実績）	令和 6 年度（目標）
「授業の内容がよくわかる」と答える児童・生徒の割合（全国学力調査小・中学校全教科の平均値）（全国平均 75.8%）	75.0%	80.0% 全国平均レベル
全国学力調査の結果	全国平均正答率（標準スコア） マイナス 2.6 ポイント	全国平均正答率（標準スコア） プラス 1 ポイント
不登校出現率	小 0.24% 中 4.24%	小 0.15% 中 2.00%
学校非構造部材(※1)耐震化率	22.8%	100%
普通教室の無線 LAN 整備率	27.2%	100%
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童・生徒の割合（全国体力・運動能力調査）	小5男 3.0% (7.1%) 小5女 8.6% (12.5%) 中2男 8.2% (6.3%) 中2女 34.8% (20.6%)	県と同等レベルの割合にする。
保・幼合同研修会に参加している教職員の総数	55 名	150 名

(※1)非構造部材…構造体と区分された天井、照明器具、窓枠・ガラス、内外壁、設備機器などの部材。構造部材（柱、梁、床などの構造体）耐震化率 平成 26 年度末時点 100% 建築後年数の長い小・中学校を対象とする。

(3) 重点施策（重点的に取り組む施策）

① 教育環境整備の推進

児童・生徒の情報活用能力の育成や ICT(※)を活用した「わかる授業」の実現、発達障害等の障害のある児童・生徒に対する支援体制の整備、社会的・職業的自立に必要な能力・態度の育成など今日的課題に対応するための環境を整備していきます。

また、小学校外国語活動の教科化に対応するとともに、異文化理解・コミュニケーション能力の育成を目的に、外国語指導助手配置事業を推進します。

さらに、学校施設の老朽化対策等を継続的に推進するとともに、非構造部材耐震化を計画的に実施し、安全で安心して学習できる環境を整えます。

◆ ICT 機器整備事業 ◆
ICT を活用して「わかる授業」を展開し、学ぶ楽しさを体験させ基礎学力の向上を図る。 校務支援ソフトの導入により、教職員の事務処理の大幅な効率化により生み出される時間や労力を、児童・生徒と向き合う時間の充実、授業準備・研究の充実など教育の本来の目的のために振り向け、教育の質の向上を図る。
◆ 学校施設耐震事業 ◆
躯体の耐震化は完了しているが、近年の災害時に発生している外壁や家具等の転倒・落下による被害を未然に防ぐために非構造部材の耐震化を、建築後経過年数や劣化現況を勘案して進めていく。
◆ 遠距離通学支援事業 ◆
スクールバスの運行等、遠距離通学支援対策を推進する。

◆外国語指導助手配置事業◆

中学校区毎に外国語指導助手を配置し、外国語教育の推進を図り、国際感覚豊かな児童・生徒を育成する。

小学校英語教育の教科化に対応するため、外国語指導助手の資質の向上を図るとともに、学校のニーズに応じた英語授業の充実に資する。

(※)ICT…コンピュータやインターネット等の情報通信技術。

② 確かな学力の定着

児童・生徒一人ひとりに「確かな学力」を身に付けさせるため「できた・わかった・楽しかった」と実感できる学校教育を実現します。

また、学力・学習状況を的確に把握し、学習指導法・指導体制の充実を図り、落ち着いた学習環境、家庭地域の教育環境を整えていきます。

◆産官学連携協力事業◆

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、大学、企業等と連携した児童生徒の学力向上を図るための効果的な取り組みを推進する。

GTEC(※1)による英語4技能検定を行い、結果の分析から授業改善を進める。

◆赤磐市学力向上事業◆

落ち着いた学習環境づくり・個に応じた指導・補充学習の充実を図るために、学習支援員や大学生ボランティアを配置する。

市内すべての学校が「岡山型学習指導のスタンダード」(※2)に基づいた授業実践を徹底し、学び合う授業を進めていく。

学校の実態に応じて指導主事を集中的に派遣するとともに、学校教育指導員の巡回指導により、学校全体の指導力向上を図る。

学力の状況を的確に把握し、効果の検証を行うために、市独自の学力調査を実施する。

◆市指定中学校区研究会◆

地域の特性に応じた学校教育活動を推進するとともに、保・幼・こ・小・中連携加配による、市指定研究会のさらなる充実を図る。

◆市費講師による35人以下学級の実施◆

小学校全学年での35人以下学級の実施により、落ち着いた学習環境を整え、指導の充実を図る。

(※1)GTEC…ベネッセコーポレーションが開発した英語4技能(読む、聞く、書く、話す)を測定する検定。

(※2)岡山型学習指導のスタンダード…岡山県教育委員会が作成した、学習指導等の基本を示した資料。県下のすべての教員に配付され、活用を進めている。

③ 心身ともに健康な幼児・児童・生徒の育成

生活リズムの向上と基本的な生活習慣の定着に向け、市内の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校において健康・体力づくりに努めます。

また、毎月、あいさつ運動を関係機関と連携しながら展開します。

不登校問題の解決に向けて、学校相談員や不登校・教育相談支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(※)等を配置し、関係機関との連携により幼児・児童・生徒に対する教育相談活動の一層の充実を図ります。また、市の相談機関である「りんくステ

ーション」と連携をとりながら対応していきます。

経済的な理由により、就学・就園が困難な家庭に対し、安心して学校園での生活を送ることができるよう、就学援助など必要な支援を行います。

◆あいさつ運動◆
毎月10日、25日を「心が通い合うあいさつ運動の日」とし、市内各校園と連携したあいさつ運動を実施する。
◆赤磐市不登校対策アクションプラン◆
適応指導教室の指導員、学校相談員等による相談活動の充実を図る。学校には登校支援員・教育相談支援員、スクールカウンセラーを配置し、不登校の未然防止、早期対応を行う。 家庭への支援、関係機関との連携を密にするため、スクールソーシャルワーカーを配置する。 人間関係づくり・集団づくりに関する心理検査を年2回実施し、児童生徒の実態をより詳細に把握し、日々の指導に生かす。
◆適応指導教室運営事業◆
小集団による様々な教育活動を通して集団への適応能力を高め、学校復帰等の自立に向けた支援を行う。
◆基本的な食習慣、生活習慣の確立を目指す取組◆
食育に関するポスター・標語展を開催し、基本的生活習慣の向上に向けた啓発を行う。 地域・保護者に向けて、市内小中学校の栄養教諭による栄養相談を行い、食育の推進を図る。
◆健康体力づくりの推進◆
大学生や地域人材を活用し、体力づくりや体育の授業づくりを推進する。

(※)スクールソーシャルワーカー…学校や関係機関と連携しながら家庭に働きかける専門家。

(4) 推進施策（維持・伸長・拡充を図っていく施策）

① 幼稚園教育の充実

幼稚園を生涯にわたる人格形成の基礎を培う場として捉え、一人ひとりの発達や特性に応じた質の高い幼児教育を提供するとともに、保護者や地域社会と連携して、家庭の教育力向上を図ります。

また、就学前教育として保育園や認定こども園との連携を図りながら、小学校教育との円滑な接続を図ります。

◆支援員の配置による支援の充実◆
特別支援教育支援員・学習支援員を配置し、適切な教育環境の下で個に応じた指導の充実を図る。
◆子育て支援の充実◆
園児と未就園児の交流や、保護者への子育て相談・子育てに関する情報提供・保護者同士の交流や地域の人々との交流など、幼児のいる家庭・保護者への継続的な子育て支援の充実を図る。
◆接続期カリキュラムの作成と実施◆
子どもの育ちや学びの連続性を保障しながら、小学校教育へ円滑に接続する体系的な教育活動が図られるよう、小学校とも連携しながら接続期カリキュラム(※)を作成し各校園で実施する。

◆保幼こ（認定こども園）小中の連携◆

就学前の幼児を教育・保育している保育園、幼稚園、認定こども園が横の連携を図るとともに、小中学校との縦の連携も図ることで、子どもたちの成長を一貫して支える。
幼児教育・保育の無償化等による保護者のニーズを見据えながら、園児が安心して教育・保育が受けられる環境づくりを図る。

(※) 接続期カリキュラム…児童が義務教育の始まりにスムーズに適應していくことができるような教育課程の編成。主に、就学前（5歳児）の10月から、小学校1年生入学後の5月頃までの約8か月間にわたって実施される。

② 特別支援教育の充実

発達障害をはじめ、障害のある子どもへの早期対応を行うことで、児童・生徒のその後の集団生活への適応力を高めて生き生きと学校生活を送ることができる環境をつくり、集団への不適応や不登校状態の防止を図ります。また幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた保護者への支援・助言と、児童・生徒への適切な指導を実施します。

◆就学指導の充実◆

教育支援委員会を活性化し、就学指導後も継続した児童・生徒の支援を行う体制を確立する。
赤磐市就学相談の充実を図り、保護者に必要な情報を提供するとともに、関係機関と学校・保護者が連携することができるようにする。

◆通級指導教室の充実◆

山陽北小学校・山陽西小学校（サテライト）の通級指導教室について、児童への指導だけでなく、就学前幼児の教育相談の機能や、特別支援教育の情報発信機能を一層充実する。

◆特別支援教育に関する教職員研修の充実◆

学校園の実態に応じた教職員研修を実施するとともに、ピーチネットあかいわ（赤磐市自立支援協議会）とも連携して研修を進める。

③ 豊かな心の育成とふれあいのある学校教育の推進

育ちの連続性を意識した保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校間の連携や家庭・地域の人材を活用した連携等により、体験活動を通じたこどもの豊かな心の育成を図ります。

また、郷土の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化などを再発見する地域資源を活かした教育活動を推進します。学校教育においては、道徳教育や特別活動・総合的な学習の時間を通して、郷土の魅力に目を向けることができる取組を進めます。

◆いじめ問題を含む命の教育と人権教育の推進◆

「いじめについて考える週間」や「人権週間」を中心とした、児童・生徒による主体的な活動を推進する。

◆道徳教育の充実◆

公共の精神を尊び、国際社会の平和や環境の保全に貢献できる、未来を拓く主体性を育てる。
各校において道徳の授業を公開するとともに、考え議論する道徳の授業・評価についての研修や新たな地域教材開発等の取組の充実を図る。

◆学校支援ボランティアの充実◆
学校支援ボランティア活動の充実を図り、学校を核とした地域づくりを進めるため、地域の人の活躍の場や文化伝承等の学習機会を教育活動に取り入れ、児童・生徒と地域とのつながりを深める。地域学校協働本部事業等を活用し、学校へ地域の力を取り入れ、子どもの安全や学習支援、学校の環境を整える。
◆学校間交流の促進◆
中学校区を保幼こ小中・小小・小中連携研究推進校に指定し、合同学習や体験活動等を通じて、様々な集団での活動に意欲的に取り組む児童・生徒を育成する。

④ 安全、安心な学校給食の提供

「学校給食衛生管理基準」に沿って施設・設備などの衛生管理を徹底し安全で安心な学校給食を提供します。

また、「食」は知育・徳育・体育の基礎となる重要なことであることから、食育をより一層推進するため、学校での食育指導を強化するとともに、給食に地域食材を積極的に取り入れ、地域の農林業や伝統的な文化への理解を深めます。なお、食物アレルギーについては、国、県の方針に沿って学校・園、保護者、教育委員会、学校給食センターが十分な連携のもとに、適切に対応します。

給食費の滞納問題については、学校、教育委員会、学校給食センターなどの学校給食会計に携わるものが共通理解をし、給食費の滞納対策を推進します。

施設の管理運営については、調理や配送などの業務は民間事業者へ業務委託（人材利用）するなど、官民役割分担を工夫して効率的で安定的な運営を図ります。

◆衛生管理の徹底・充実◆
衛生管理についての講習会や研修会を開催する。
◆地産地消の推進◆
地産地消研究会での意見交換や関係機関と連携して、給食への赤磐産食材を積極的に取り入れる。
◆食育、食文化教育の充実◆
食育だよりの作成や栄養教諭による給食指導等を実施し、食育事業を推進するとともに、親子料理教室等を通して食文化の継承を進めることで、子どもの健康な体の育成と郷土への愛着の醸成を図る。
◆食物アレルギーへの対応◆
国、県の完全除去の方針に沿って、関係機関と連携して適切に対応する。
◆給食費の滞納対策の推進◆
「学校給食費滞納に関する対応マニュアル」に沿って共通理解を深めるとともに、関係機関と連携して推進する。
◆給食センターの調理及び配送業務等の民間事業者への業務委託の実施◆
献立の作成等企画業務は直営とする一方で調理や配送などの業務について、中央学校給食センターから業務委託を開始し、直営と民間について比較検証を行い次の段階へ進める。

⑤ 教職員の資質の向上

教職員の資質向上を目指すため、各教育分野の研修活動に取り組みます。あわせて、経験年数に応じた研修会を実施することで、学校園の中核となる人材の育成を進めます。

◆赤磐市主催研修会の実施◆
新採用教職員、5年目から15年目までの若手教職員、学校園で中核となる教職員、事務職員、常勤・非常勤講師を対象とした経験年数や職務内容に応じた研修会を計画的に実施する。
◆教職員評価の実施◆
自己目標シートを活用して自主的・意欲的に取り組む教師の育成を図る。
◆教職員の危機管理意識の徹底◆
服務管理、個人情報に関する取り扱い等、様々な機会をとらえて啓発・研修を行い、さらなる意識の向上を図る。
◆教職員の健康管理の徹底◆
勤務時間調査等による教職員の勤務状況を把握するとともに、勤務時間の縮減に向けた取組を実施する。

⑥ 社会を生き抜く力をつける学校づくり

さまざまな個性、価値観、家庭環境に対応した多様で主体的な学びを保障するため、課題の解決や学校組織の見直しなどを行います。

◆主体的な学びを保障する学校環境づくり◆
学校の教育課題の把握と分析を行い、学校組織の改善、地域など外部団体との調整、ICT活用に必要な情報収集などをスクールコーディネーターや専門家の協力を得て取組む。このことにより、教職員が授業改革や教材研究のための時間を確保し、児童・生徒に多様な対応ができるようにする。

2 家庭・地域社会の教育力の充実

(1) 現状と課題

【家庭教育】

近年、少子化や核家族化の進行に伴う社会性の欠如、家庭や地域社会での教育力の低下など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、本市の将来を担う青少年が豊かな社会性と優れた創造性を養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、子どもが落ち着いて学習でき、豊かな心やたくましく生きる力を健やかにはぐくめる、より良い環境を整えることが必要です。

【人権教育】

すべての市民は、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、元気に生きがいをもって暮らすことが大切です。市民一人ひとりの個性と能力が発揮される豊かな地域を目指して、人権尊重の意識の普及や日常生活の中に活かせる人権感覚の高揚を推進し、様々な人権問題の解決を図ることが人権行政の重要な課題です。

(2) 目標指標（令和6年度の目標）

指 標	平成 30 年度（実績）	令和 6 年度（目標）
家庭教育講座参加者	1,150 人／年	1,500 人／年

(3) 重点施策（重点的に取組む施策）

① 家庭教育における教育機能の充実

子育て中の保護者が子育てに関する相談や学び・交流を通じて、地域の中で安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。そのために、発達段階（就学前・思春期）に応じた学習機会の提供をはじめ、家庭教育支援チーム(※)の活動を強化し、支援が届きにくい家庭の子育て支援や親育ち相談等の充実を図ります。

◆家庭教育事業◆

家庭教育支援チームによるきめ細やかな家庭教育支援や相談活動の充実を図る。
公民館講座や学校園の保護者の集まる機会に子育てに関する学習の場を設け、子どものより良い生活習慣の確立と家庭教育力の向上を図る。

(※)家庭教育支援チーム…専門的な知識と経験を積み、身近な地域で子育てや家庭教育を応援するチーム。

② 人間尊重を基盤とした人権教育・命の教育の推進

「人間尊重の理念」の原点に立って、あらゆる差別や偏見を「しない・させない・ゆるさない」地域社会づくりを推進するために総合的な人権教育の充実を図ります。

基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、社会教育・学校教育は言うまでもなく、家庭教育における命の教育の推進に努めます。

◆人権教育推進事業◆

身の周りにある様々な人権問題に関する正しい知識を身に付け、地域や職場、事業所での人権問題に関する人材を育成するための人権教育を推進する。

(4) 推進施策（維持・伸長・拡充を図っていく施策）

① 子どもは赤磐市の宝

次代を担う青少年が夢と希望を抱き、心身ともに健やかでたくましく成長することを願い、「地域の子どもは地域の人々で守り育てる」を基本に、学校、家庭、地域、関係機関と連携を密にし、家庭の中、地域の中で安心して楽しく学べる環境づくりを推進します。

また、不審者メールの配信等を活用し、生活の安全を脅かす者に対する抑止に努めます。

◆青少年健全育成事業◆

地域ぐるみで取組む青少年健全育成活動を推進するため、学校、家庭、地域と連携し、情報提供や情報共有を図る。

青少年育成センターを活用し、相談活動の充実や巡回補導による非行の早期発見と補導の推進を図る。

◆市内巡回パトロールの推進◆

青パト(※)等による通学路をはじめとした市内巡回活動を推進する。

◆不審者メールの活用◆

不審者メールの配信等を活用し、生活の安全を脅かす者に対する抑止に努める。

◆地域学校協働本部事業◆

地域と学校のつながりを強め、子どもの安全や学習支援、学校の環境を整えることにより、児童・生徒の安全安心・自己肯定感を高めるとともに、地域力を生かした学習支援を一層展開し、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る。

◆放課後子ども教室推進事業◆

放課後や週末等に子どもの安全・安心な居場所を設け、地域の方の参画を得て、交流や体験活動の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進する。

◆地域未来塾推進事業◆

市内各地域の中学生・高校生を対象とした学習支援を通して、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

(※)青パト…青色回転灯を装備した車両による防犯パトロール。

3 生涯学び続ける意欲を喚起する生涯教育

(1) 現状と課題

【生涯教育】

社会が複雑化し、社会構造も大きく変化し続けている中、年齢や性別を問わず、市民一人ひとりが社会の様々な分野でいきいきと活躍していくためには、生涯にわたって学習に取り組むことが不可欠となっています。

生きがいのある充実した生活を送るために、すべての市民が主体的に学習活動に取り組み、積極的に地域社会づくりに参画できるよう、学習機会の充実を図り、生涯学習推進体制の整備をはじめ、拠点となる公民館、図書館などの社会教育関係施設の充実とネットワーク化を進める必要があります。

また、指導者やボランティアの育成・確保と人材バンクの整備、学習情報の提供のための生涯学習情報ネットワークの構築など、生涯学習の基盤整備を図るとともに、赤磐市の地域特性や各世代の学習に即した特色ある学習講座の充実を図り、学習機会の拡充に努めて、「生涯学習社会あかいわ」の実現を目指す必要があります。

市民の誰もが、いつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築を目指すことは、極めて重要な課題です。

【公民館】

公民館は中央公民館 1 館、基幹公民館 3 館、地区公民館 4 館、分館 6 館からなり、様々な公民館活動を展開しているところです。

中央公民館・基幹公民館・地区公民館では、「地域に開かれた公民館」として公民館活動を展開するために、地域のニーズに応じた学習機会と情報の提供、自発的学習活動の援助、地域コミュニティの活性化や人材育成が必要です。

また、「つどう・まなぶ・むすぶ」を合言葉に公民館は様々な学習活動を支援し、成果を社会に還元し、生きがいを感じる地域社会を目指す拠点としての機能の充実を図る必要があります。こうした中で、会員が高齢化し会員数やグループ数が減少している公民館グループの活性化の支援や、新たな公民館グループの育成、さらに、主催館事業への参加者の固定化・高齢化への対応、地域の特性や実情に応じた活動の展開が課題です。

【図書館】

図書館は中央館 1 館、地区館 3 館の計 4 館で図書館サービスを提供しています。このうち地区館の赤坂図書館、熊山図書館は、他施設の 2 階の一室に設置されており、中央図書館、吉井図書館と較べるとやや手狭な環境で運営しています。こうした館ごとの状況を踏まえた上で工夫、改善を加え、それぞれの地域で生涯学習の拠点として図書推進活動事業を進めていくことが課題です。

【社会教育施設の管理運営】

市内各所の社会教育施設が市民の生涯学習の場となり、市民のニーズにより有効活用できるよう社会教育施設の充実を図ることが課題です。

(2) 目標指標（令和6年度の目標）

指 標	平成 30 年度（実績）	令和 6 年度（目標）
公民館利用者数	121,019 人	125,000 人
新規公民館グループ数	7 団体	10 団体
図書館来館者数	183,790 人	193,000 人
図書館利用者カード新規発行数	1,157 件	1,200 件

(3) 重点施策（重点的に取組む施策）

① 誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習事業の推進

市民の誰もが、いつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことのできる環境づくりと、学んだ成果を地域の中で活かし合うことで生きがいと意欲をもって、地域力の高い社会形成の実現を目指します。

また、学習者のニーズや時代に即応した学習内容への対応を図るため、公民館・図書館をはじめとする社会教育施設間のネットワーク化を推進します。

◆社会教育ネットワーク会議の開催◆

公民館、図書館、社会教育関係施設のネットワーク会議を開催し、機関連携と内部研修の場を確保する。

(4) 推進施策（維持・伸長・拡充を図っていく施策）

① 公民館活動の充実

地域に根ざした学習講座や市民のニーズに応えた魅力ある講座を積極的に取り入れながら事業を実施し、公民館グループ(※)の自立と活性化を支援します。

市民に身近な施設として、学習効果が高まるよう、地域リーダーの養成や確保に努め、市民同士による学習の輪が広がるよう取り組みます。

◆公民館学習活動推進事業（主催講座）◆

地域住民の学習ニーズの把握に努め、子育て支援、健康づくり、地域の歴史など地域資源を活かした魅力的な各種主催講座を開催することにより、多くの地域住民に様々な学習機会を提供する。
桜が丘いきいき交流センターの活用や、各公民館の特色ある講座を展開しながら、新たな人と人との交流を促し、学習の輪の広がりを目指す。

◆公民館まつりの開催◆
公民館グループの活動支援を行うとともに、活動成果の発表の機会を設け、広く市民相互の交流を通して文化交流を図るため、公民館まつりを開催する。
◆公民館グループの育成及び活性化◆
公民館の主催講座から自主活動としてのグループ活動への移行を支援する。 グループ活動の体験講座等を開催し、新規加入者の増員を支援するとともに、グループ活動が、仲間づくりと地域連帯意識を高める活動となるよう支援する。
◆広報活動◆
公民館の活動内容を紹介するため、全館で公民館だよりを発行しており、地域情報等を掲載して紙面を充実させる。 市の広報「あかいわ」で講座、公民館まつり等催し物の紹介をしているなか、市のホームページ、他機関の情報サイト等を利用し、広く紹介する。
◆分館活動の支援◆
それぞれの地域に根ざした分館活動が充実して継続できるよう、公民館が人的・物品等の援助をして活動の支援を行う。
◆公民館の耐震化◆
利用者の安全・安心を確保するとともに、市民の文化・芸術活動を支えるため、利用環境の向上に努める。

(※)公民館グループ…生涯学習の一環として公民館を定期的に利用して活動を行う登録団体。

② 図書館活動の充実

市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に必要な資料及び情報を収集し提供する生涯学習の拠点として、必要な図書及び視聴覚資料、その他の様々な情報を図書館サービスを通して提供し、市民の豊かな生活と学習意欲の向上に努めます。

また、貸出やレファレンスサービス(※)などを基本とする公共図書館の機能と役割について市民に周知を図るとともに、変容していく情報化社会に対応した運営に努めます。

さらに、中央図書館を中心とした市立図書館ネットワークや市内全域サービスの強化を図ることで、4館の図書館機能充実を目指します。

◆生涯学習の拠点としての図書館サービスの充実◆
市民の多様な情報要求に応えるため、読書案内、レファレンス、リクエスト、貸出業務などのサービスの充実を図る。 電子・通信技術を活用した新たな図書館サービスについても検討し、利用者へのサービスの充実を図る。 図書館をまちづくりのベースと位置付けて「暮らしに役立つ図書館」としての役割を果たすために、常に工夫と改善を怠らず、市民ニーズを反映させて、利用しやすい図書館サービスの提供を目指す。

◆図書館ネットワークの強化◆
<p>公共図書館のほか、岡山県内図書館横断検索システムを利用しての大学図書館との資料の相互貸借など、様々なネットワークを利用して、利用者のニーズに対応した資料の提供を行う。</p> <p>団体貸出用資料等による学校、病院、高齢者施設及び地域の読書グループなどへの団体貸出サービスを行う。</p>
◆図書館資料の収集◆
<p>市民への情報提供機能を向上させるため、一般図書、参考図書、郷土資料、行政資料及び視聴覚資料等の図書館資料の収集、充実に努めるとともに、「暮らしに役立つ図書館」としての機能に留意して選書を行う。</p> <p>団体貸出専用資料を充実させ、学校等の団体に対するバックアップ機能の向上を図る。</p> <p>雑誌スポンサー制度事業の促進を図ることで、新たな資料費の確保に努める。</p>
◆子どもの読書活動の推進◆
<p>絵本の読み聞かせやおはなし会、各種イベントなどによって色々な本に接する機会を充実させ、子どもたちに絵本や図書の魅力を積極的に伝える。</p> <p>団体貸出専用資料の利用推進のみならず、保育園、幼稚園、こども園、小学校及び中学校などへの出張読み聞かせなどによって、子どもの読書活動を推進する。</p>
◆高齢者・障害者サービスの充実◆
<p>図書館利用が困難と考えられる高齢者や障害のある方への資料や情報提供などを通して、利用者により優しい読書環境の整備を進めるとともに、郵送貸出サービスや対面朗読サービス、図書館以外の施設で返却を受け付ける資料搬送サービスなどの利用促進を図る。</p>
◆図書館ボランティアの養成◆
<p>ボランティアとの協働による図書館づくりをめざし、ボランティアの養成および活動機会の提供に努めるとともに、希望する活動内容をよく把握し活動の幅をひろげる。</p> <p>現在活動中のボランティアに対しては、スキルアップを図り研修の機会を提供する。</p>
◆学校図書館等の支援・連携◆
<p>学校図書館司書との連携を深め、学校等の読書活動や学習活動に対する資料及び人的な支援の充実を図る。</p>
◆職員のスキルアップ◆
<p>知識・マナーなどの資質の向上に努め積極的に研修を行う。</p>

(※)レファレンスサービス…利用者の疑問や課題解決の支援をしたり、図書館資料によって調べものや探しものの手伝いをするサービス。

③ 社会教育施設の管理運営

公民館、図書館などすべての社会教育施設について、長期的な視点で見直しを行い、施設や地域の特色を活かした環境整備や管理運営を改善することにより、市民のニーズに対応できるよう取り組みます。

◆図書館の指定管理者制度導入に関する検討◆
<p>当面は直営による運営を維持することとしているが、今後も指定管理者制度導入についての検討を継続する。</p>

4 生涯にわたるスポーツライフの実現

(1) 現状と課題

【生涯スポーツ】

山陽ふれあい公園をスポーツ・レクリエーションの拠点とし、それに加え社会体育施設、学校開放施設等も利用して、各種のスポーツ教室・大会等を開催しています。市の体育事業としては、スポーツ・レクリエーションを通じて市民の一体感を醸成させていくことが課題です。

【スポーツ環境】

体育協会、スポーツ少年団等が多種目にわたって活発な自主活動を行っており、生涯スポーツ気運も高く、こうした環境をさらに充実させるためには、社会体育施設の整備・充実に前提になります。しかしながら、依然として学校開放施設に頼らざるを得ないのが現状であり、施設利用の利便性確保、設備の充実等が課題です。

(2) 目標指標（令和6年度の目標）

指 標	平成 30 年度（実績）	令和 6 年度（目標）
スポーツ施設利用者数	349,155 人	360,000 人
スポーツ教室・大会等参加者数	28,523 人	32,000 人
チャレンジデー参加率	62.0%	70.0%

(3) 重点施策（重点的に取り組む施策）

① スポーツのある豊かなくらしを支える環境づくり

誰もが気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、多様化するニーズに迅速に対応します。生涯にわたってスポーツに親しめるよう、スポーツボランティアの養成や優秀な指導者の育成、施設の充実、適切な情報提供などのスポーツを推進する環境づくりに努めます。

◆スポーツボランティア・スポーツボランティアリーダーの養成◆

スポーツボランティアの紹介やスポーツボランティアリーダーの養成に取り組み、スポーツボランティアを増やすとともに成人のスポーツ実施者の増加を図る。

◆スポーツ推進委員活動◆

地域生涯スポーツ推進の担い手として指導力向上、活動内容の一層の充実を図る。

◆社会体育施設管理運営及び学校体育施設開放◆
体育施設の運営・維持管理・修繕補修などを計画的に行う。 学校開放事業による地域スポーツ活動への支援を行う。 山陽ふれあい公園の避難所機能の向上を図る。
◆施設の効率的な管理運営◆
山陽ふれあい公園、吉井 B&G 海洋センター等、利用者ニーズの把握に努めながら導入施設の適正な指導監督を行い、利用環境の充実を図る。
◆優秀選手や団体への奨励◆
スポーツ競技会で予選を勝ち抜き全国大会または世界大会に出場する個人若しくは団体を対象に申請により奨励金を交付する。

(4) 推進施策（維持・伸長・拡充を図っていく施策）

① 健全な心身をはぐくみ、活力を生む生涯スポーツの推進

市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツに親しめるよう、学校、地域、スポーツ団体及び行政が連携して参加機会の拡大を図ります。

また、スポーツを通じた健康の増進および低下傾向にある子どもの体力づくりに努めます。

◆生涯スポーツ推進事業◆
生涯スポーツの普及・推進を目的として、市民のニーズに即した各種スポーツ大会、講習会及び社会体育行事を実施する。
◆スポーツ・レクリエーション活動の推進◆
チャレンジデーやスポレクフェステ等市民の誰もが、気軽に参加できるイベントの開催を行う。
◆児童・生徒のスポーツ活動の充実◆
親子の交流や児童・生徒の体力向上にもつなげる各種スポーツ教室や大会の実施を行う。

② 互いの力を高めあう競技スポーツの振興

市民のスポーツに対する関心や意欲を喚起して競技人口の拡大を図るとともに、関係団体と連携し、優れた競技者の育成やそれを支える指導体制づくりに努めます。

また、子どもたちが、生涯にわたって運動やスポーツに親しむための基礎となる技能を習得することができるよう環境整備に努めます。

◆スポーツ関係団体との連携◆
体育協会、加盟競技団体、大学および民間スポーツクラブとの連携を強化し、スポーツ競技力の向上を目指す。
◆競技スポーツ指導者の養成や優秀選手の育成◆
学校・地域スポーツクラブ・各競技団体の指導者と情報交換を行い、優れた素質を有する競技者を発掘・育成する。 より高度な専門的知識と指導力をもつ競技スポーツ指導者の確保・要請に努める。
◆ハイレベル技術に触れる機会の充実◆
トップレベルにあるスポーツ選手等によるスポーツ教室等を関係機関・団体等の協力を得ながら開催していくよう努める。

③ 東京2020オリンピックの成果を生かしたスポーツ振興

東京2020オリンピックやオリンピック事前合宿により得られた関心の高まりを、多様なスポーツの振興に繋げていきます。また、豊かな心を育むスポーツ文化がみなぎる赤磐市を目指します。

◆「する」スポーツの推進◆
トップレベルの高度な指導力を持つ指導者を確保し、より高いレベルの大会で活躍できる選手が出てくる競技力の向上を目指す。
◆「観る」スポーツの推進◆
トップレベルの試合観戦や地元チームの試合観戦は、感動と活力を与えてくれる。スポーツの観戦により、活力ある生活の支えとなる豊かな心の育成に繋がるように、トップレベルの大会の誘致に努める。
◆「支える」スポーツの推進◆
ボランティアや支援者としてスポーツ大会や合宿に参加し選手や大会を支えていくことは、自己有用感や連帯感を強めていくことになる。スポーツ文化の浸透を図っていくために、「支える」スポーツの推進に努める。

5 文化財保護並びに地域文化・芸術の振興

(1) 現状と課題

【文化財の保護と活用】

赤磐市には国指定文化財 4 件、県指定文化財 9 件、市指定文化財 58 件、国登録有形文化財 4 件をはじめ、数多くの文化財が所在しています。

市内文化財を保護・保存していくためには、まず文化財の調査研究を進め、その内容ごとに適切な措置を講じていく必要があります。このうち、国指定史跡備前国分寺跡については塔や講堂の基壇復元などを進めていますが、隣接する国指定史跡両宮山古墳や周辺地域も含めて一体的に整備（歴史公園等）することが望まれます。

これらの事業を推進していくためには、市民の文化財に対する理解と協力が不可欠です。そのためには、歴史講座など市民に文化財の価値を伝える場を設け、積極的に文化財を活用していかなければなりません。

【文化遺産の伝承】

市内文化財の展示活用施設として、山陽郷土資料館と吉井郷土資料館がありますが、ともに市民が文化財に興味や関心をもち、郷土の歴史や文化を学習できる場所として活用されています。

市民の文化財に対する関心の高まりに対応していくため、わかりやすい展示を心掛けるなど、質の高い魅力ある資料館の運営と環境整備を行っていくことが課題となっています。

また、学校教育とも連携しながら、子どもたちの学習の場としての活用も進めていかなければなりません。

【地域文化・芸術の振興】

地域における文化を大切にし、次世代へ継承していくためには、地域での活動も重要で、特に郷土の文化遺産やその土地に根ざした伝統芸能、諸行事などの保存には地域の協力が欠かせません。そして、優れた芸術や豊かな伝統文化にふれる機会の増加並びに、文化の創造に取り組む人材の育成をより一層進めるため、関係機関や関係団体との連携を図りながら、市をあげての体制づくりが課題となっています。

また、永瀬清子の里づくり事業では、永瀬清子が市民に親しまれ、文化振興の起点となるよう、新たな取組を推進して行くことが必要です。

今後迎える少子化による若年層の減少と定年退職による中高年層の増加、交流人口の広域化を視野に入れて、市民のより細かい要望を把握しながら、赤磐市の歴史・文化・芸術を積極的に活用していくことが課題です。

このような課題を解決していくため、本市の文化振興の基本的な考え方や施策の方向を明確にし、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力ある市民生活を実現するため「赤磐市文化振興ビジョン」に基づき、各種事業などを実施するものです。

(2) 目標指標（令和6年度の目標）

指 標	平成 30 年度（実績）	令和 6 年度（目標）
備前国分寺跡来跡者数 （パソレット配布数）	368 人	500 人

(3) 重点施策（重点的に取組む施策）

① 文化財の保護と活用の推進

市内文化財の調査研究を進め、その成果を広く市民に公開し、文化の伝承や継承につとめます。

特に備前国分寺跡と両宮山古墳については、史跡の保護と整備を進めます。そして、周辺地区を含めた歴史環境の保全に努めます。さらに、これらの遺産を赤磐市の誇るべき文化遺産として、インターネット等を活用し、全国に情報を発信します。

開発に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、遺跡の保護を図りながら、発掘調査を行い、広く成果を公開します。

◆文化財保護啓発事業◆
赤磐市内の指定文化財を中心に、保存管理・啓発を推進する。 市内に点在する数多くの文化財の保護・保存と活用を図る。
◆史跡保存整備事業◆
備前国分寺跡と両宮山古墳の一体的な史跡整備の推進と活用を図る。
◆埋蔵文化財発掘調査事業◆
埋蔵文化財の保存と開発等に伴う発掘調査の実施と活用を図る。特に、ほ場整備事業に伴う斎富遺跡の発掘調査は円滑に実施する。
◆日本遺産推進事業◆
岡山、倉敷、総社市との広域連携で構成される推進協議会を通して、日本遺産の構成文化財である両宮山古墳等の情報発信を行い、郷土愛の醸成を図る。

② 文化遺産の伝承と活用

郷土の魅力を認識できる教育活動の推進、また、市民が郷土に愛着をもってもらえるよう、郷土資料館等の施設の整備、活動の充実を図ります。また、永瀬清子の里づくり等市内の様々な文化遺産を活用した学習活動の展開に努めます。

市内の学校や各地区からの依頼に応じ、郷土資料館職員等を講師派遣し、市内文化遺産の啓発を推進します。

◆資料館運営事業◆
資料館の施設や展示等の充実。市内文化財の調査・研究を行う。

◆学習支援事業◆

市内の学校や各地区からの依頼に応じた職員等の派遣を行う。また、子どもたちの興味を喚起するための学習支援を行う。

(4) 推進施策（維持・伸長・拡充を図っていく施策）

① うるおいのある豊かな地域文化の創造の推進

関係機関や関係団体との連携を図りながら、市をあげて文化の創造に取り組める体制づくりを進めます。

◆芸術文化活動推進事業◆

社会教育関係団体(※)の育成・活性化に向けた支援を行う。
社会教育と学校教育活動が連携した芸術・文化活動及び情操教育を推進し、一流の文化芸術を生で鑑賞する質の高い文化芸術活動の推進を図る。
公民館における実生活に即した学習活動及び文化活動を推進する。

◆永瀬清子の里づくり事業◆

岡山県内の小・中学生から詩作品を募集したり、市内小・中学校を対象とした詩創作教室、一般を対象とした現代詩講座、展示室企画展の開催など、永瀬清子の里づくりを推進する。
現代詩講座を開催し、生活に根ざした文化活動の推進を図る。

(※)社会教育関係団体…法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。

VI 評価と進行管理

この計画を着実に推進していくためには、各施策に対する事業等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、その後の各施策の推進に役立てていく必要があります。

そのため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、前年度の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その評価結果は、同法に基づき公表するものとします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

互いを尊重し、笑顔が輝く人づくり

赤磐市教育振興基本計画(教育大綱)

令和2年2月



赤磐市マスコットキャラクター
「あかいわももちゃん」

赤磐市

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344

Tel 086-955-1111 Fax 086-955-1261

赤磐市教育委員会

〒709-0816 岡山県赤磐市下市337

Tel 086-955-6807 Fax 086-955-6060